

提案する諸条例等の制定要旨

議案第74号 南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地域再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第38号）が平成30年6月1日に公布、同日施行され、同月21日に兵庫県と県内市町が共同で策定している地域再生計画「ひょうご本社機能立地支援計画」の計画期間が変更されたことに伴い、固定資産税の不均一課税の適用要件となる特定業務施設整備計画の認定期限を延長するもの等、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を、公布の日と定めています。

議案第75号 南あわじ市保育所等運営事業者選定委員会条例制定について

この条例制定は、南あわじ市立の保育所等の民営化に関し、適正な運営事業者を選定するために、その選定基準及び選定について調査審議する委員会の設置に関し、必要な事項を定めることを目的に制定するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を、公布の日と定めています。

議案第76号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、平成29年度税制改正により、平成30年度分以後の市町村民税から、指定都市に住所を有する者の税率が他の市町村で適用される税率と異なるものとされたことにより、福祉医療費対象者の所得基準の均衡を図るため、福祉医療費の給付制限に係る市町村民税所得割額の算定方法その他の所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日とし、平成30年7月1日から適用すると定めています。

議案第77号 南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）の施行により、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準に、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとするため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を、公布の日と定めています。

議案第78号 南あわじ市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）が改正され、看護小規模多機能型居宅介護の申請者資格要件が緩和されることに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を、公布の日と定めています。

議案第79号 南あわじ市農業共済条例制定について

この条例制定は、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）の施行により、農作物共済の当然加入制の廃止、家畜共済の死廃共済と病傷共済の選択加入、全共済事業で農業者ごとの危険段階別掛金率の適用等について所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を兵庫県知事の認可のあった日から定め、平成31年1月1日以後に共済責任期間が開始する共済関係から適用するものと定めています。

議案第80号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、湊地区公民館の大規模改修工事により新設又は改修された会議室の名称及び使用料について、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を、平成30年10月1日と定めています。